

令和3年第3回北海道議会定例会 予算特別委員会（総括質疑） 開催状況
（経済部経済企画局経済企画課）

開催年月日 令和3年10月6日
質問者 日本共産党 菊地 葉子 委員
答弁者 知事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 コロナ禍における事業者、労働者支援について （一）認証制度に係る知事の認識について （菊地委員） 認証制度に係り、以下何点か伺います。 9月28日の国の方針を受けて、急遽、認証を受けた飲食店が営業時間延長を行える道の政策を決定しました。わずかな期間で認証を取得する必要があるとなれば、飲食店が混乱に陥るといった想定は知事にはなかったのか伺います。</p> <p>（菊地委員） 混乱を引き起こしたという認識はないのか、お伺いします。</p> <p>（菊地委員） 混乱は起きたんです。何時まで営業できるか、飲食店にとっては死活問題です。申請が殺到することは火を見るよりも明らかです。札幌市長からも苦言を呈されていますが、認証の遅れで時間延長ができなかった飲食店に対し、知事は反省すべきところがあると率直に認めるべきではありませんか。伺います。</p> <p>【指摘】 （菊地委員） 岸田内閣発足時のコメントで、知事は、地方の声に耳を傾けてと述べました。知事、ですから、不況にあえぐ飲食店の声に耳を傾けて反省すべきところは反省すべきと指摘します。</p> <p>（二）制度設計の検討について （菊地委員） 各部審査では、制度設計の遅れを9月28日に国が認証店の営業制限緩和を打ち出したことによると弁明しています。しかし、国の対処方針が出される前から認証制度を導入している都府県もあると承知しています。4月30日以前から第三者認証の申請を開始していた都府県について、伺います。</p>	<p>（知事） 第三者認証制度についてであります。道では、本年6月から実証モデル調査を開始をし、その結果を踏まえ、9月24日に制度を開始いたしました。国は、9月28日の基本的対処方針でこのたびの取扱いを示したことから、9月29日の対策本部で10月1日以降の措置を決定したところであります。 道としては、今回、国が第三者認証店において時短措置を緩和する考え方を示したため、限られた日数ではありましたが、飲食店への支援にもつながることから、札幌市とも協力し、全力で認証事務を進める前提で、札幌市内における認証店の営業時短の緩和を講じることとしたところであります。</p> <p>（知事） 第三者認証制度についてであります。道では、国が9月28日に基本的対処方針でこのたびの取扱いを示したことから、9月29日の対策本部で10月1日以降の措置を決定をしたところでございます。 道としては、このたびの認証店における緩和措置により、限られた日数ではありましたが、飲食店への支援にもつながることから、札幌市とも協力をし、全力で認証事務を進める前提で、札幌市内における認証店の営業時短の緩和を講じることとしたところでございます。</p> <p>（知事） 第三者認証制度についてであります。道といたしましては、このたびの認証にあたりまして、事業者の皆様には大変ご心配をおかけしたものと認識をしております。 申請をいただきました皆様、まだ、申請はしたけれども認証は取得できていないという方もいらっしゃいますので、早急に認証を取得していただけるように引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えてございます。</p> <p>（知事） 他県での認証制度についてでありますけれども、本年4月30日以前から、第三者認証制度の申請を開始した都府県は、山梨県や東京都、神奈川県など、11都県であると承知をしております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(菊地委員) 国の方針待ちにならず、都道府県独自の判断で導入することは可能だったわけで、知事は常々、先手先手と言いながら認証制度導入が後手に回ったのは何故か伺います。</p> <p>【指摘】 (菊地委員) 先手先手、その意識をぜひ独自判断で活かしていただきたいと指摘します。</p> <p>(三) 知事の責任について (菊地委員) 今回の各部審査では、道職員が累計で290人、札幌市職員も含めて現地調査に動員されている実態が明らかになりました。制度設計を当初から構築しておけば、職員へのしわ寄せは避けられたはずです。 知事は、職員に加重負担を強いたご自身の責任をどう認識しているのか伺います。</p> <p>(四) 再委託について (菊地委員) 新北海道スタイル普及啓発業務委託は電通北海道を代表とするコンソーシアムが受注し、認証制度に係る業務は、更に東武トップツアーズに再委託されています。 「業務委託事務取扱要綱」における再委託禁止の例外規定に合致したと判断した理由と、決裁はいつしたのか伺います。</p> <p>(菊地委員) 6月29日決裁の再委託の承諾に係る決定書では、新北海道スタイル普及業務の主要な部分は普及啓発であり、今回の第三者認証制度の施工実施は普及啓発に当たらないとなっています。 別個の事業である認証制度を、普及啓発業務と同一契約の変更で実施できるのか伺います。</p>	<p>(知事) 第三者認証制度についてであります。第三者認証制度を実効性あるものとするためには、飲食店の感染防止対策の実施状況や地域の実情を踏まえ、実態に即した仕組とすることが必要であると認識をしております。 こうした中、国は、4月23日に改定した基本的対処方針の中で、都道府県に対し、第三者認証制度の確実な運用を図ることとしたところであります。 道では、国の対処方針の改定を踏まえ、道内事業者の感染防止対策の実施状況や他地域における取組も参考にし、認証制度について検討を行うこととしたところであります。</p> <p>(知事) 認証についてであります。道では、事業者の皆様がいち早く認証を取得いただくため、札幌市や委託事業者とともに200人の体制を構築して、現地調査と認証書の即時交付を行った結果、昨日時点では、申請をいただいた飲食店の86%、4,552件を認証いたしました。 私といたしましては、この度の認証にあたり事業者の皆様へたいへんご心配をおかけしたところであり、職員の皆さんにも限られた日数の中で懸命に努力していただいたものと認識をしております。</p> <p>(知事) 再委託についてであります。道の委託業務においては、合理的な理由があることや、技術的・経済的能力から、再委託をさせても履行に支障が生じないことなど一定の要件を満たす場合に限り、業務の一部を再委託することが可能となっております。 今回の再委託業務は、飲食店における第三者認証の試行実施であり、再委託先は、多くの県で同類の事業の実績があるため、再委託することが合理的と考えられ、かつ、技術的・経済的能力から、再委託させても契約履行に支障が生じないと考えられることなどから、再委託の例外規定に合致するものであります。 なお、再委託の承諾に関する決裁は、令和3年6月29日に決定をいたしました。</p> <p>(知事) 認証制度の契約についてであります。道では感染リスクを低減させる行動を新しい生活様式やビジネススタイルとして定着させていくための道民運動である新北海道スタイルの取り組みを進めるうえで、感染拡大防止策の徹底を促進する第三者認証制度は相乗効果が期待されることから、効率的かつスピード感を持って新北海道スタイル構築促進事業を進めるという観点で委託実施していた事業内容の一部を変更する事により、対応したところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(五) 契約の透明性について (菊地委員)</p> <p>新北海道スタイル普及啓発業務委託のプロポーザル審査では、認証制度は選考対象となっていません。「新北海道スタイル普及啓発」といえば契約変更で済ませる。合理的理由とさえいえば禁止されている再委託もできる。このような実態で、契約の透明性が確保されると知事は断言できますか。伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>認証制度の契約についてであります。契約の締結にあたっては、変更契約とするか、新たな契約とするかについては、業務目的の範囲を超えるかどうかで判断することとされております。</p> <p>道が実施している新北海道スタイル構築促進事業は、飲食店などをはじめとした事業者の方々に、基本的な感染防止対策である新北海道スタイルの実践を促して、感染拡大防止につながることを目的としており、契約変更により追加した認証制度については、感染防止に向けた飲食店の取組を道が認証することで、感染防止対策の実践や継続を促すことを目的とするものであります。</p> <p>このため、いずれも、感染防止対策の実践を促して、感染リスクの低減を図ることを目的として、認証制度を新北海道スタイル構築促進事業の一部として実施することは、原契約で企図した業務目的の範囲を逸脱するものではないことから、変更契約により対応したものであります。</p> <p>今後とも契約の透明性を確保しながら、適切に事業を実施してまいります。</p>